

令和4年1月19日招集

陸前高田市議会臨時会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 臨 時 会 提 出 議 案 等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
議 案 第 1 号	令和3年度陸前高田市一般会計補正予算（第8号）

報告第 1 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

市公用車と民間車両の接触事故に起因する損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 19 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第 1 3 号

専 決 処 分 書

市公用車と民間車両の接触事故に起因する損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償の相手方

省略

2 和解の相手方

省略

3 損害賠償の額

2 5 3, 0 0 0 円

4 和解の内容

損害賠償の額について、事故の責任割合に応じ次のとおりとする。

(1) 市の負担額

3 7, 9 5 0 円

(2) 和解の相手方の負担額

2 1 5, 0 5 0 円

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

陸前高田市長 戸 羽 太